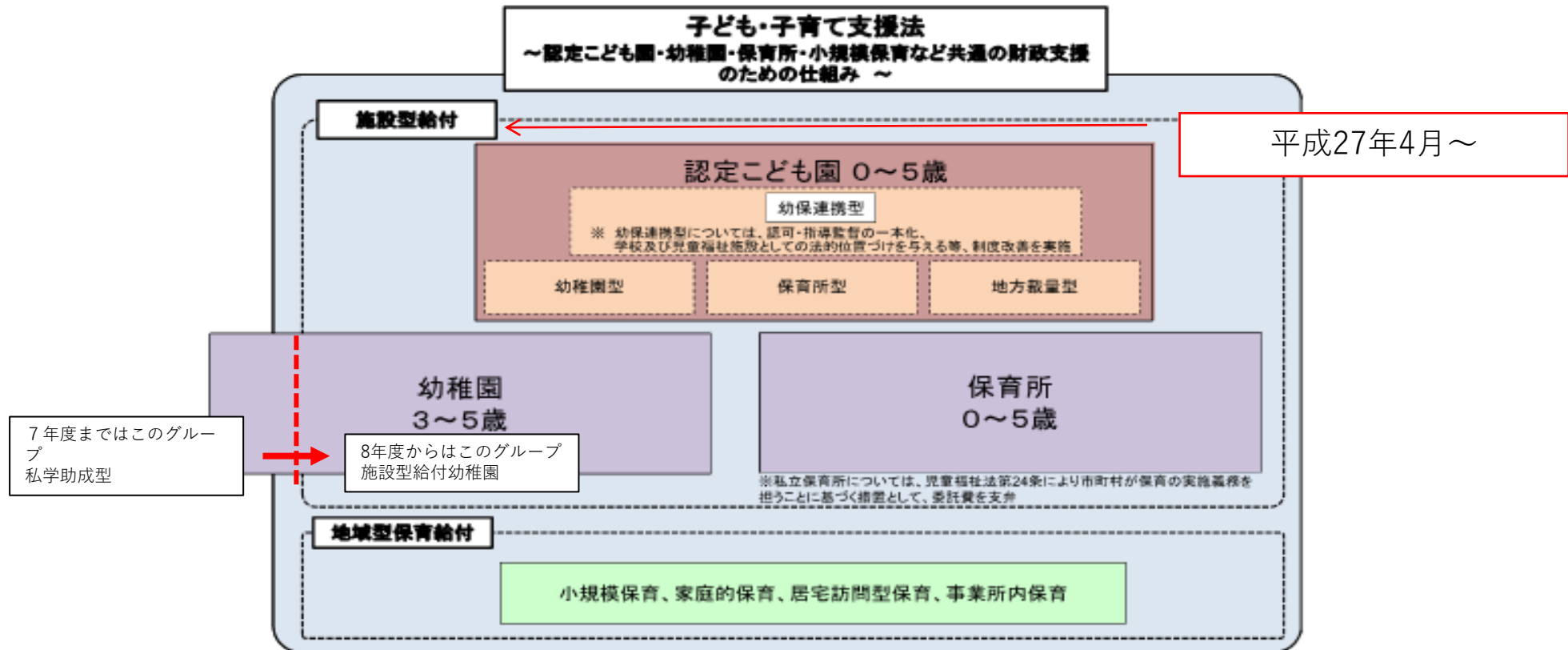


テーマ1 施設型給付幼稚園への移行について

令和8年度から施設型給付幼稚園(=新制度幼稚園)に移行いたします

施設型給付とは認定こども園、保育園、制度移行した幼稚園を対象となる幼児が利用した際市町村を通して支給される給付費。



施設型給付幼稚園について

現在(私学助成幼稚園)

- 文部科学省が学校教育法に定める「幼稚園」として「認可」
- 幼稚園の認可基準に沿った経営、運営を実施
- 千葉県が運営費補助(私学助成)を支給

来年度から(施設型給付幼稚園)

- 文部科学省が学校教育法に定める「幼稚園」として「認可」
- 幼稚園の認可基準に沿った経営、運営を実施
- 市町村※が運営費補助(施設型給付)を支給 ※園児の居住する市町村が支給する 現在は、全員千葉市内在住

変わらないこと、変わること

➤ 施設型給付幼稚園へ移行することで変わらない点、変わる点をまとめると以下のようになります

～2026年3月（私学助成幼稚園）

2026年4月から（施設型給付幼稚園）

①教育内容を含む園での活動内容は、変わりません

利用にあたり、認定区分は不要

「子どものための教育・保育給付」1号認定区分※の
申請が必要

※詳細は後述

②保護者の方々の負担額は給食費を除いて変更なし

※名称が実費・特定負担額※に変わります
※物価高騰等による値上げは除く

※保護者負担額等について

➤ 保護者負担額は、実費徴収＋特定負担額が毎月お支払いいただく保育料となります

➤ 実費徴収とは、「給食費」や「行事費」などの実費分に対してかかる費用を指します

特定負担額とは、磯辺白百合幼稚園における教育の質を担保する為に、いただく費用を指します



※この他、施設型給付費が毎月自治体から園に支払われます